

入札者心得

第1 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）及びこの心得を守らなければならない。

第2 入札者は、会計規則第91条による公告、第97条第2項による通知、入札説明書及び仕様書その他関係書類並びに契約書（案）等を熟覧のうえ、所定の様式を標準とする入札書により総額又は単価をもって入札しなければならない。

第3 入札者は、開札に立ち会わなければならない。ただし、あらかじめ開札に立ち会うことができない旨を届け出た場合は、この限りでない。

第4 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を十分理解し承諾のうえで入札したものとみなす。

第5 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (4) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札書に入札保証金納付証明書の添付のないもの
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
- (6) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
- (7) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) その他入札に関し不正行為があった者のした入札

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ）は、今回の入札に参加するに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び本入札に係る契約の契約期間中は該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、富山県から求められた場合には、当社の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することを承諾します。

記

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者